

第3期橋本市 子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和7年3月

橋本市

はじめに

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
第2章 子育てを取り巻く現状.....	4
1. 橋本市の子育てを取り巻く環境	4
2. アンケート調査結果からみた現状	6
3. 子育て支援施策の実施状況	6
4. 現状と課題のまとめ.....	6
第3章 計画の基本的な考え方.....	7
1. 基本理念	7
2. 基本的な視点	7
3. 施策体系	8
第4章 施策の展開	9
基本目標1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援.....	9
基本目標2 安全で安心して暮らせる環境づくり	9
基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進	9
基本目標4 すべての子どもの自立を支える、きめ細やかな取組の推進	9
第5章 子ども・子育て支援の事業の展開	10
1. 教育・保育提供区域の設定	10
2. 量の見込みと確保の内容の設定	10
3. 教育・保育の見込み量及び確保方策等.....	10
4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策.....	10
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策	10
6. 教育・保育の提供及び推進体制の確保について	10
第6章 計画の推進に向けて	11
1. 計画の推進体制	11
2. 計画の進行管理	11
資料編	12

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国では、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境が変化を続けています。少子化の進行は深刻なものとなっており、子育て世代の負担感や不安感、孤立感も高まるなか、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

こうした状況を受け、国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足、同年12月に「こども大綱」の閣議決定がなされました。「こども大綱」は、「こども基本法」に基づいた、こども政策を総合的に推進するための基本指針です。「こどもまんなか社会」という目標を掲げており、子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心として据えることが目指されています。

地方自治体においては、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが求められています。また、貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備も重要であり、これらの支援や整備について、様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていくこととされています。

本市では、令和2年3月に「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが輝くまち」の実現をめざし、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

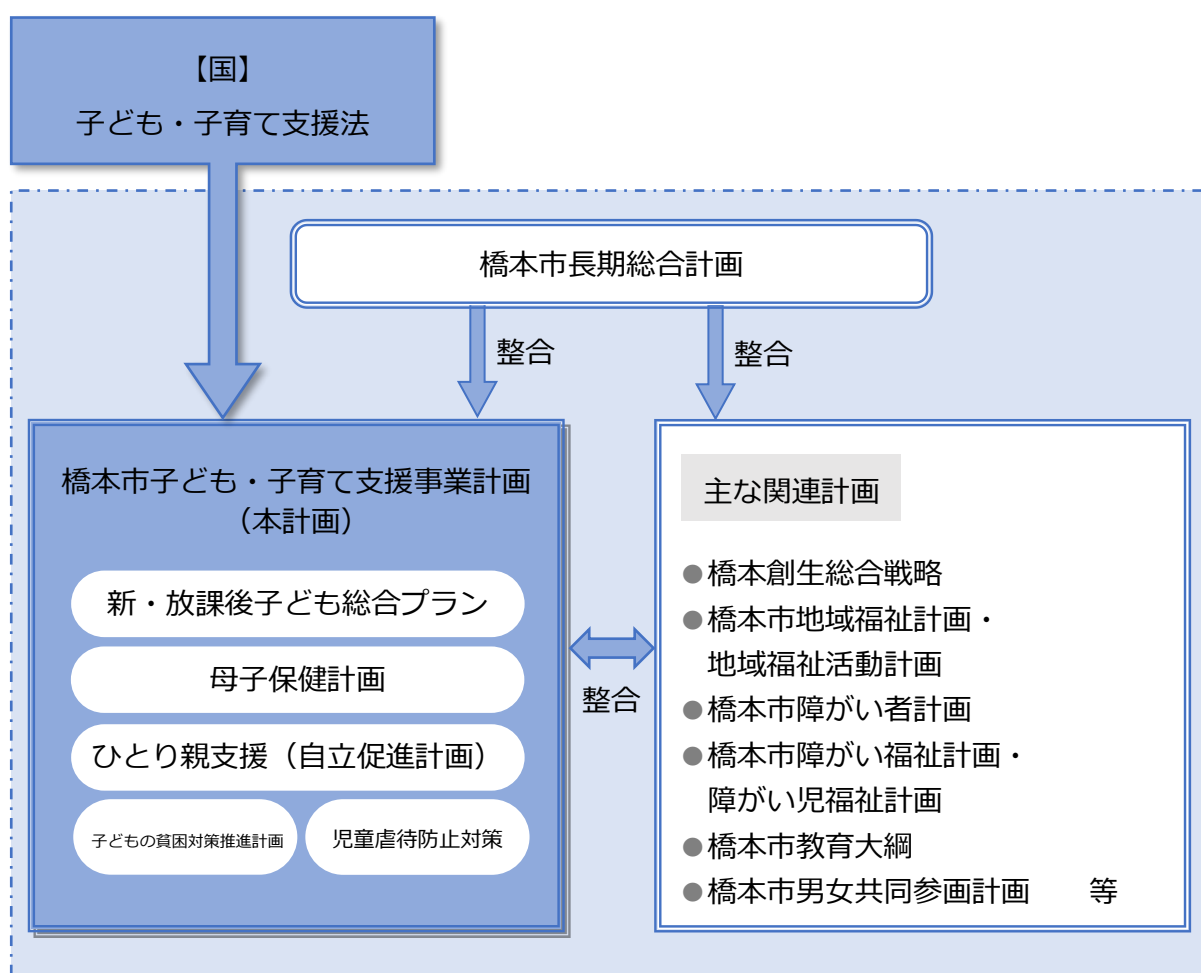
このたび、「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間の満了を迎えることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するために、「第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 計画の位置付け

(1) 法令の根拠と他の計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「橋本市長期総合計画」をはじめ、「橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他の関連計画との整合性を図るとともに、「新・放課後子ども総合プラン」や「母子保健計画」「ひとり親支援（自立促進計画）」「子どもの貧困対策推進計画」及び「児童虐待防止対策」を包含するものとします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。本計画の最終年度である令和11年度には、本計画の達成状況の確認と見直しを行います。

年度	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031
	第2期		第3期 大東市子ども・子育て支援事業計画						
						評価・見直し		次期計画	

4. 計画の対象

本計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人・団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

本計画では児童福祉法に基づき18歳未満を「子ども」あるいは「児童」としています。また、学校教育に関連する分野では、小学校就学前や小学生を「児童」、中学生を「生徒」とする表記も併用しています。

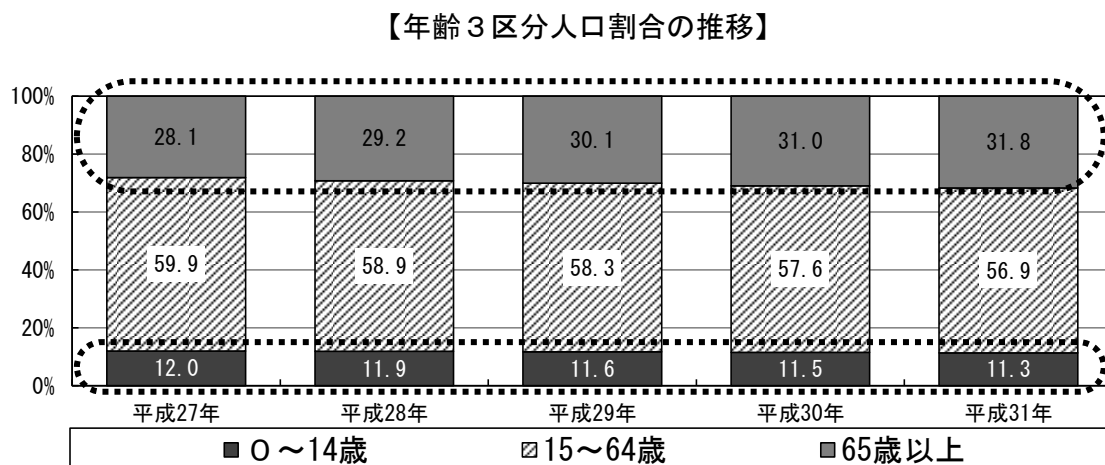
第2章 子育てを取り巻く現状

1. 橋本市の子育てを取り巻く環境

(1) 人口構造

本市の人口は、平成27年以降減少傾向が続いており、平成31年には62,788人となっています。

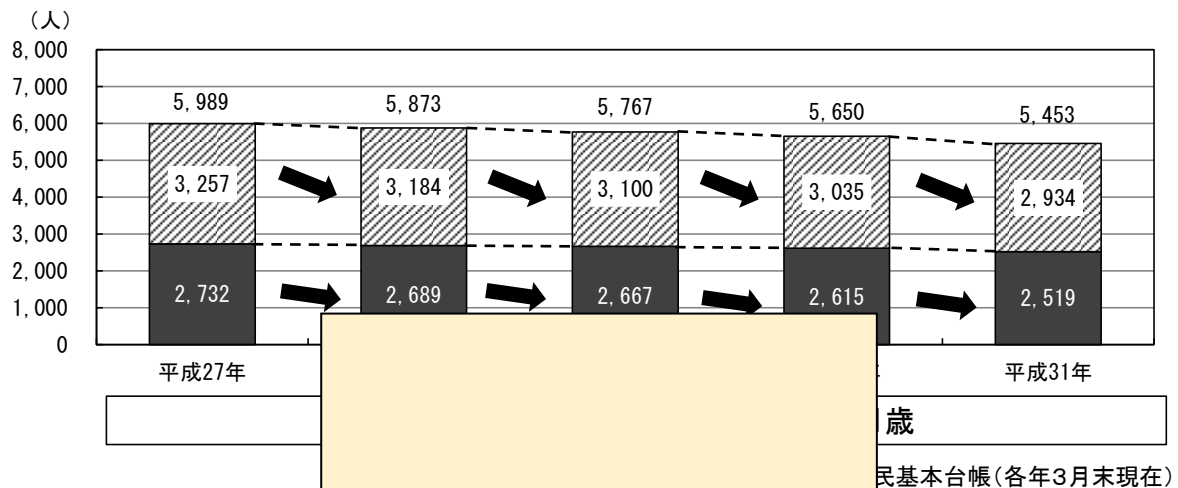
本市の年齢3区分人口割合は、0～14歳人口が緩やかに減少、15～64歳人口が減少している一方で、65歳以上人口の増加が続いており、少子高齢化が進んでいます。



(2) 児童人口の推移

本市における0～11歳人口は減少傾向で推移しており、平成31年には5,453人となっています。0～5歳、6～11歳の区分においても、ともに減少傾向が続いています。

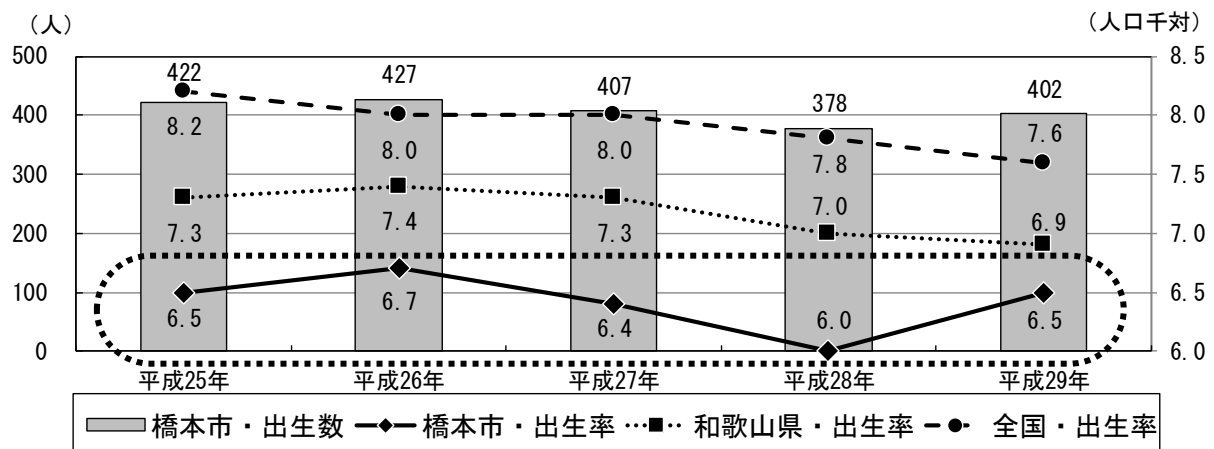
【0～11歳人口の推移】



(3) 出生の状況

本市の出生数は平成25年から平成29年にかけて減少傾向で推移しており、平成29年には402人となっています。また、出生率では、全市平均は平成25年から平成29年にかけて減少傾向で推移しており、平成29年には6.5となっています。

【出生数・出生率の推移】



2. アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

(2) 結果の概要

3. 子育て支援施策の実施状況

4. 現状と課題のまとめ

課題 1

課題 2

課題 3

課題 4

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

2. 基本的な視点

1. 子どもの幸せを第一に考える視点

2. すべての子育て家庭を支援する視点

3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を促す視点

4. 地域社会全体で子育てを支える視点

5. 地域の社会資源を活用する視点

6. サービスの量と質を確保する視点

7. 地域の実情に応じた取組の視点

8. 次代の担い手づくりという視点

3. 施策体系

基本目標1	
1-1.	① ② ③
1-2.	① ② ③
1-3.	① ② ③
1-4.	① ② ③
1-5.	① ② ③
基本目標2	
基本目標3	
基本目標4	

第4章 施策の展開

基本目標

1

1 - 1 .

現状と課題

基本方針

施策

施策の方向

①

●

主な事業

1)

2)

基本目標

2

基本目標

3

基本目標

4

第 5 章 子ども・子育て支援の事業の展開

1. 教育・保育提供区域の設定

2. 量の見込みと確保の内容の設定

3. 教育・保育の見込み量及び確保方策等

4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

6. 教育・保育の提供及び推進体制の確保について

第 6 章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

2. 計画の進行管理

資料編

(1) 評価指標一覧（一部抜粋）

基本目標 1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援

活動指標	実績値	目標値
1-1.		
1-2.		
1-3.		

(2) ライフステージ別子育て支援関連事業

【区分の説明】

各事業の主な対象を以下のマークで示しています。



: 妊婦



: 乳児



: 幼児



: 小学生



: 中学生以上



: 保護者



: 地域

区分	No	事業名	内 容	担当課
基本目標 1				
1-1.				
	1			〇〇課

(3) ライフステージ別子育て支援関連事業一覧

(4) はしもと市子育て MAP

(5) 橋本市子ども・子育て会議条例

(6) 橋本市子ども・子育て会議委員名簿

(7) 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定経過

(8) 用語解説